

# CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2024 AUG (Vol.87)

## CONTENTS

海外拠点ニュース 香港のごみ回収有料化について .....	2
株式会社中国銀行 香港支店	
新興国ニュース 第 87 回 海外最新ビジネス情報 .....	4
株式会社東京コンサルティングファーム	
タイ会計税務アップデート .....	8
Asia Alliance Partner Co.,Ltd. (AAP) (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	
インドネシアの土地・建物に係る税金の話 .....	10
PT. BridgeNote Indonesia (マイツグループ) 榮 颯馬氏	
医療費控除の改正等 .....	12
Kato Business Advisory Managing Director (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー) 日本国公認会計士 加藤 芳之氏	
香港永住外国人も回郷証の申請可能に .....	14
香港マイツビジネスコンサルティング	
中国の関税法の公布 ～報復関税条項を含め概ね現行条例を踏襲しつつも、最高 5 倍の罰金や法定代表者の渡航制限を含む罰則強化等に注意が必要～ .....	16
株式会社マイツ 国際事業部 中国室室長 米国公認会計士 古谷 純子氏	
ベトナムのいまとみらい <第 12 回> ベトナムの食材 ～食を通して触れるベトナムの文化～ .....	19
Nippon MIRAI Company Limited Hanoi Office Branch Director 社会保険労務士 山本真佑	



株式会社 中国銀行  
岡山県岡山市北区丸の内1-15-20  
TEL: 086-234-6539

香港支店  
シンガポール支店  
ニューヨーク駐在員事務所  
上海駐在員事務所  
バンコク駐在員事務所

cbk\_hkbr@fr-chugin.jp  
cbk\_sgrep@fr-chugin.jp  
cbk\_ny@fr-chugin.jp  
cbk\_sh@fr-chugin.jp  
cbk\_bang@fr-chugin.jp

- ・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
- ・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
- ・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
- ・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
- ・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。  
お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
- ・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。

## 海外拠点ニュース

### 香港のごみ回収有料化について

株式会社中国銀行 香港支店

#### 1. はじめに

ごみ処理の課題は世界各国共通の問題として考えられています。2015年に国連から示されたSDGs（Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標）を受けて、世界各国は持続的社会的な達成に向けて環境への配慮や循環型経済への移行に向けた施策を実施しています。特に人口の多い都市部ではごみ問題が深刻となっており、当地香港においても重要な社会課題の一つとして挙げられます。

今回は、当地における直近施策の一つであるごみ回収有料化について紹介します。

#### 2. ごみ回収有料化実施状況「無期延期」

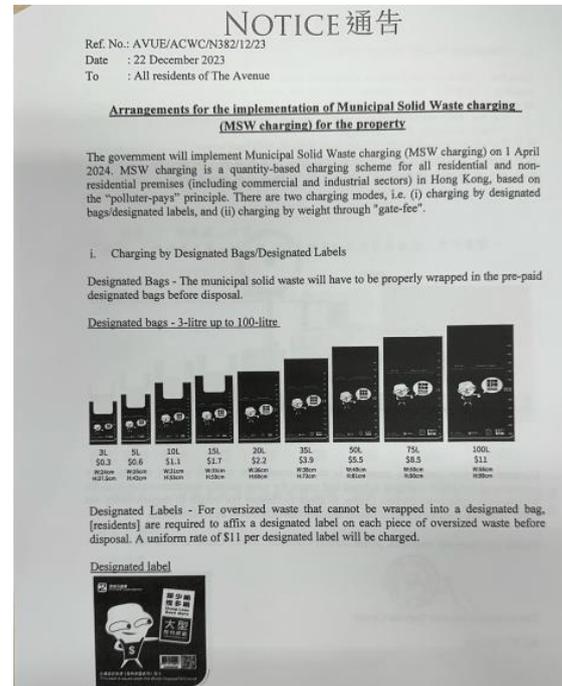
結論から言いますと、条例は成立していますが実質的には無期延期状態となっています。「ごみ回収の有料化」は、家庭や飲食店からごみを捨てる際に指定されたごみ袋を購入させることで資金負担させる仕組みになっています。これを規定した条例は2021年に成立し、当初は2023年12月末までの実施を目指していましたが、香港政府は2023年10月13日付の官報（都市固体廃物收費生效日期和修訂建築廢物處置收費公告刊憲、（英語名称）Notices on commencement of MSW charging and amendment of charges for disposal of construction waste gazetted）で正式な実施日を2024年4月1日とすることを発表しました。

ところが、市民の間で理解が進んでいないことや実際の運用をどうするのかについて未確定な事項が多いことなどを理由に8月1日まで延期することになりました。

そのような状況下、市民の理解を進めるため、および運用上の問題点を洗い出すために4月1日

から一部の住宅や飲食店を対象に試験実施を行う旨が発表されました。しかし、その試験実施を経てもなお再々延期され、ついには延期後の実施時期は明示されていません。

#### 【ごみ回収有料化を知らせる通知書】



2023年12月22日付けで筆者のマンション管理会社から発行された通知書。2024年4月1日からごみ有料化が実施される旨の記載があります。

#### 3. 延期の背景「必要事項の整理と浸透不足」

背景の一つとして、香港において現在、一般家庭のごみ捨てについて明確なルールや分別廃棄が無いことが考えられています。筆者の住んでいるマンションでは階ごとのエレベーター横にごみ捨て用の小部屋があり、そこに大きなごみ箱（共用ごみ箱）が置かれており、その階の住人はいつでも分別することなくごみを捨てることができます。その共用ごみ箱はマンションの管理会社が定期的に回収し、廃棄場に運搬されます（このごみの捨て方は筆者のマンション特有のものではなく、当地では広く一般的な方法です）。

このように家庭ごみの捨て方に関してルール等が存在しない中、ごみ回収有料化に対する一つの議論として、家庭からごみを出すタイミングで有料ごみ袋を使用するのか、あるいはマンションの管理会社が各家庭のごみを収集後に有料ごみ袋を使用するのか、それともこの両方を満たす必要があるのか、このあたりが不明確で責任の所在が曖昧であることも問題点として指摘されていました。

上記の議論は一例であり、このような議論が多く、それらを8月までに整理した上で市民の理解を進めることは難しいと政府は判断したと推察されます。

#### 【筆者マンション階のごみ捨て用の小部屋】



このごみ箱に分別することなく24時間いつでもごみを捨てることができます。

#### 4. 政府見解「リサイクル文化を促進」

ごみ回収有料化の政府ホームページ「MSW CHARGING」に掲載されている2024年5月27日付け環境・エコロジー担当局長の議会発言議事録（環境及生態局局長在立法會環境事務委員會及食物安全及環境衛生事務委員會聯席會議開場發言）によ

ると今回のごみ回収有料化施策に関して次のようにまとめられています。

「試験実施の結果、香港は現在、廃棄物有料化を実施できる状況にはなく、廃棄物の削減とリサイクル文化を促進する必要がある」、「政府は、廃棄物の削減を重視するという当初の意図を変えることなく、今後も地域社会における廃棄物の削減とリサイクルのための分別収集を推進していく」、「来年半ばにこの委員会に報告し、意見を伺う」。

#### 5. まとめ「身近な所から」

ごみの削減については家庭や個人という小さな社会単位で出来ることから徐々に始めることが肝要であると考えます（広く社会に浸透することまで考えると「文化」と表現できるかもしれません）。

サッカーワールドカップで日本人サポーターが試合後にごみ拾いをする姿が世界中に中継され話題となりましたが、「うねり」を起こすのは小さな単位の積重ねから発生していることの現れではないでしょうか。そのような観点から個人の果たす役割は大きいと感じます。

何事もまずは身近な所から始めてみませんか。

#### 香港支店

所在地：

**新住所 \*2月26日より移転**

Room 1402 on the 14th Floor, York House The Landmark, 15 Queen's Road Central, Hong Kong  
電話番号（国番号 852）2523-0312

※電話番号は変更ございません

所在地：旧住所

Rooms 601&609-610, 6th Floor Gloucester Tower, The Landmark, 15 Queen's Road Central, Hong Kong

## 新興国ニュース

### 第 87 回 海外最新ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回はタイ、フィリピン、マレーシアの最新情報をお届けいたします。ぜひご一読ください。

～タイ～

#### ■ タイでの障がい者の法定雇用義務について

日本では一定の規模の企業に障がい者雇用の法定雇用義務がありますが、タイ労働法上には規定はされておられません。しかし、2007年の障害者エンパワーメント法の第33条には、障がい者雇用につき「一定の条件に該当する場合、①一定の雇用義務を果たすか、②納付金を納める義務がある」が規定されています。

つまりタイの労働法とは別に、障がい者雇用に関する規定が存在し、規定上は「従業員100人以上の事業所の雇用主または所有者につき、障がい者1人以上の雇用を義務とされており、主に2つの条件やその義務が明記されています。

##### ①一定の雇用義務を果たす場合の雇用基準

・該当機関：民間事業者および政府機関を問わず、従業員100人以上の事業所の雇用主または所有者に適用となります。※業種も問いません。

・法定雇用率：雇用割合は、100名につき1名となります。

※雇用者/従業員が100名を超える場合は、その後雇用者数を100で割って、端数を50人となる場合にもう1名追加で雇用する必要があります。

例：従業員が151名以上いる場合は、2名を雇用する義務が発生します。

・雇用者数/従業員者数のカウント：一企業/機関ごと

※同一機関・企業において支部または支店が存在する場合でも、その省内のすべての機関または事務所の従業員数を含めた形となります。

・雇用者の条件：原則、正社員(フルタイム)での雇用となります。

※正社員内、部署や職位(ポジション)へ規定は特段なく、あくまでも雇用者にあつたポジションにて雇用することという文言になっております。

・その他(時点)：毎年10月1日時点の状況(従業員数)がベース

※雇用者数の計算にておいても時点が適用されており、毎年10月1日時点の状況(従業員数)がベースとなります。

企業の対応としては、この通り、雇用を進めるか、下記②の納付金を納めることとなります。

##### ②納付金を納める場合

上記、既定の障がい者を雇用しない場合、別途、納付金を納める必要があるという規定があります。

・納付金の計算方法について

該当年度の全国一律最低賃金×365(日)×障害者雇用不足人数となります。

(現状年間、13万バーツぐらい(日本円で50万円相当)を障害者雇用不足人数につき納付する。)

※期限までに納付金を支払わない場合でも雇用主に対し年利7.5%の利子をペナルティーとして支払わなければならないので注意が必要となります。

現状、適用規定はあるものの、上記の規定を所管している機関に関して、遵守しているかの確認が入る機会がないため、実際に遵守している事例はまだ多くないようです。(コンプライアンスが厳しい企業・一部機関等を除く)

また、タイにおける障害者の雇用義務は、労働省および社会開発・人間の安全保障省が所管する

「障害者エンパワーメント法」（2007年に成立。関係省令の制定を経て、11年から施行）を根拠とするもので、前身である1991年成立の「障害者リハビリテーション法」からはさらに義務内容が強化されており、今後より一層障害者雇用を推進する内容となっているため、今後上記雇用義務や条件、遵守の有無が強化される可能性があります。

## ～フィリピン～

### ■納税緩和法（EOPTA: Ease of Paying Taxes Act）

納税緩和法（EOPTA: Ease of Paying Taxes Act）とは2024年1月5日、BIR（内国歳入局）により発表された、税務行政の近代化と合理化、そして納税者の権利強化を目的とした法律です。今回の大幅な改定によって、日系企業を含めたすべての法人において、既存の会計や税務に関する変更点が多く見受けられます。本規則は、2024年7月1日より効力を有します。

今月はBIRによって発表された、同法に関わる施行規則（RR: Revenue Regulation）と、フィリピンの経済情勢についてお知らせいたします。

#### I. 納税者の分類範囲

BIRは2024年4月11日RR No. 8-2024における納税者区分けの特徴をご紹介します。

#### ①納税者の分類とその範囲

年間総売上高による分類：

- a. 超小規模納税者  
300万ペソ未満
- b. 小規模納税者  
300万ペソ以上、2,000万ペソ未満
- c. 中規模納税者  
2,000万ペソ以上、10億ペソ未満
- d. 大規模納税者  
10億ペソ以上

#### ②分類および再分類の通達

BIRより別途発行、その後納税者へ通達されます。

#### ③経過規則

2022年またはそれ以前に登記/登録された企業は、課税年度2022年の総売上高の数値をもとに分類されます。

I. フィリピンにおける2024年から2025年にかけての経済成長率予想

AMRO (Asean+3 Macroeconomic Research Office、以下AMRO)は、2024年4月「Asean+3 Regional Economic Outlook (AREO) 2024」を発行しました。

2023年においてはAsean+3は4.3%の経済成長を記録し、今年2024年度は4.5%の成長を見込んでいます。パンデミック当初と比較するとコロナ禍が回復しているにもかかわらず、GDP成長はパンデミック以前の状態を保っており、特に投資に至っては極めて勢いを取り戻しているとは言えません。政府は投資を促す政策を促進したり、近隣地域の協力を呼び掛けることでコロナ以前のトレンドを上回り強い経済を築き上げようとしています。ひきつづきAsean諸国といったアジア地域は世界経済に強い影響を与えています。

2023年におけるフィリピン国内への投資の承認は100%ほどであり、2021年から22年にかけてコロナ禍のなかのマイナスから転じています。マレーシア、タイ、そしてベトナムといった近隣諸国と比較しても高い数値を出しており、今後の投資も期待されます。

\*Asean+3: Aseanの10カ国に中国（香港を含む）、日本、そして韓国を追加した名称。

## ～マレーシア～

### ■最終受益者の報告義務について

マレーシアの2024年改正会社法における最終受益者の報告義務の主な内容について、詳しく説明させていただきます。

近年、企業の透明性と説明責任が世界的に重要な課題となっています。マレーシア政府も例外ではなく、2024年4月1日に同国の会社法を大幅に改正しました。その中でも最も注目されているのが、企業に対する最終受益者情報の定期的な報告義務化です。

この改正法の適用対象となるのは、マレーシア国内で会社法に基づいて登録されている企業、および外国企業のマレーシア支店です。これらの企業には、自社の最終受益者に関する詳細な情報を、毎年所管官庁に提出する責任が課されることになりました。

具体的な報告内容は以下の通りです。

まず、最終受益者の氏名、国籍、住所、株式保有割合といった基本情報を報告しなければなりません。さらに、その最終受益者が当該企業の経営に実質的な影響力を及ぼしているかどうかを併せて報告する必要があります。これは、単なる株式保有状況だけでなく、企業経営に対する実質的な支配関係を明らかにするためです。

報告の方式と期限については、企業は最終受益者情報を年1回、電子的な手段で所轄官庁に提出することが求められています。報告期限は決算日から6カ月以内と定められています。もし、この報告義務に違反した場合、最大10万リング(約250万円)の罰金刑に処される可能性があります。さらに、故意に虚偽の報告をした場合には、最長3年の懲役刑にも問われるおそれがあります。

特筆すべきは、開示された最終受益者情報が、企業の一般公開情報として扱われるということです。つまり、株主、投資家、取引先など、企業の

利害関係者全般が、容易にその情報にアクセスできるようになったのです。

企業にとっては、これまで以上に最終受益者の管理が重要課題となりました。加えて、最終受益者に変更が生じた場合には、30日以内に当局に報告する必要があります。

このように、マレーシアの改正会社法は、企業の真の最終受益者の情報開示を義務付けることで、企業統治の透明性と健全性の向上を図る点が特徴的です。

世界的な潮流にも沿ったものと言えますが、企業にとっては、適切な情報管理と法令遵守が一層求められる環境になりました。

### ■マレーシアのデジタル企業に対する税制優遇措置

マレーシア政府は、デジタル経済の成長を後押ししていくことを重要な政策課題として位置づけています。その中心となる取り組みが、マレーシア・デジタルエコノミー公社(MDEC)が管轄する「デジタル発展インセンティブ」です。

この制度は、ITサービス、ソフトウェア開発、デジタルコンテンツ制作などのデジタル関連分野で事業を行う企業を対象としています。最大10年間にわたる法人税の免除が受けられるのが大きな特徴です。対象となるのは、データセンター運営、クラウドサービス、モバイルアプリ開発、電子商取引プラットフォームなどの分野です。

一方、「電子商取引企業インセンティブ」では、オンラインマーケットプレイスやデジタルプラットフォーム事業を行う企業に対する法人税免除措置が設けられています。また、「デジタルグローバル事業センター」では、IT、ビジネスプロセス、デジタルソリューションサービスなどを提供する企業に対する支援策が用意されています。これらの税制優遇策の狙いは、マレーシアがデジタル分野における地域の拠点となることを後押しするこ

とにあります。特に、高付加価値なデジタルサービスに注力する企業にとっては、大きなメリットとなるでしょう。

今後も、マレーシア政府は、デジタル経済の振興に向けて、さまざまな施策を展開していくことが期待されます。外国企業にとっても、マレーシアはデジタル分野への投資に適した環境が整いつつあるといえます。

税制優遇措置の詳細、申請要件、ガイドラインなどは、MDEC のウェブサイトを確認できます。

#### 株式会社東京コンサルティングファーム

---

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・ラテンアメリカなど世界 27 か国に拠点を有し、各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている

また、新興国投資に対応したデータベース「Wiki-Investment」を提供し、30 カ国の投資環境や会社法、税務、労務、M&A 実務といった内容を掲載

(URL <http://wiki-investment.com/>)

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりやすく解説した書籍を出版している

問合せ先： f-info@tokyoconsultinggroup.com

## タイ会計税務アップデート

Asia Alliance Partner Co., Ltd. (AAP)

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

今回はAsia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP)より、タイ法令の最新情報をお届けいたします。

### ■ 従業員への国内研修費用税制優遇措置

2024年6月4日にタイ内閣は国内の観光事業と経済の活性化のため、一定の従業員研修支出に対する税制優遇措置を発表しました。

詳細は以下の通りです。

#### タイ国内研修支援のための税制措置 - 法人向け

法人は2024年5月1日から2024年11月30日までに支払った実際の研修費用（セミナールーム、宿泊、交通、ガイドなど）などの支出額の2倍の金額を所得控除することができます。

(1.1) 「地方都市（マイナー観光都市）」又はタイ歳入局長が公表したその他の観光地域で、従業員向けの研修を実施した際の支出額の2倍の金額を法人税申告にて所得控除が可能。

(1.2) (1.1) 以外の地域で開催される研修については1.5倍の所得控除が可能。

(1.3) 1回で開催する研修が(1.1)および(1.2)の両方の地域において連続して開催される場合、(1.1)の指定地域にて生じた研修費用を区分できる場合、2倍の所得控除が可能。地域と研修費用を明確に区分できない場合には1.5倍の所得控除が適用となる。

・タイ国内でのサービス利用、かつVAT登録事業者を支払った費用。

（電子タックスインボイス（e-Tax Invoice）と電子レシート（e-Receipt）を要入手）

・納税者は紙又は電子形式で発行された購入を裏付けるタックスインボイス（歳入法第86/4条に規定）の要件に基づいた請求書を保管する必要があります。

ただし、輸送費についてはVAT未登録事業主に対して支払うことが可能です。その場合でも、領収書は歳入局のe-Tax Invoiceおよびe-Receiptシステムを通じて電子形式で発行する必要があります。

#### タイ国内研修支援のための税制措置 - 個人向け

個人においても、「地方都市（マイナー観光都市）」又はタイ歳入局長が公表したその他の観光地域に旅行した場合の旅行費用を個人所得税の課税所得から控除できます。実際に支払った金額に基づき控除可能となりますが、上限の15,000バーツを超えない範囲となります。

適用期間は2024年5月1日から2024年11月30日までとなり、タイ国内でのサービス利用、かつVAT登録事業者を支払った費用のみとなり、電子タックスインボイス（e-Tax Invoice）と電子レシート（e-Receipt）を入手する必要があります。

#### 対象となる費用：

- ・観光事業およびガイド法に基づく正規の旅行代理店に支払った費用
- ・正規にホテル登録されているホテルの宿泊費
- ・タイのホームステイ費用
- ・ホテルとして分類されない宿泊施設の費用
- ・タイ国内サービス利用のため、VAT登録事業者を支払った費用（e-Tax Invoice、e-Receipt要入手）

#### 対象（支払）期間：

- ・2024年5月1日から2024年11月30日までの合計214日間。

#### 要件：

- ・実際の支出額、ただし15,000バーツが上限。
- ・納税者は紙、又は電子形式で発行された購入を裏付けるタックスインボイス（歳入法第86/4条に規定）の要件に基づいた請求書をe-Tax Invoiceおよびe-Receiptにて保管する必要があります。

※詳細は以下リンクよりご確認ください。

（タイ語）（英語）

[Tax-EZ](#)

## ■ 従業員への法定解雇補償金に対する 個人所得税の非課税措置について

2024年6月18日の閣議にて、法定解雇補償金の非課税対象を「最終400日分以下の賃金または月給（上限60万バーツ）」に引き上げることが承認されました。2023年1月1日以降に受け取った解雇補償金が対象となります。（まだ官報に公示されておりません。）

会社を解雇された場合、勤続年数に応じて解雇補償金が支払われますが、財務省令第126号（1966年）（改訂第217号（1999年））第2条（51）に基づいて、解雇補償金は個人所得税の課税所得の対象外となっております。ただし免税対象は、解雇日から遡って300日分の賃金、または月給（上限30万バーツ）となっておりますが、今回の改正により、対象が「最終400日分以下の賃金、または月給（上限60万バーツ）」に引き上げることが承認されました。

備考：当該省令施行時に法定解雇補償金収入があった場合、当省令に従い、年次個人所得税の確定申告（PND.90/91）の提出期限日から3年以内に確定申告の修正申告を提出すれば、還付を請求することが出来ます。

※詳細は以下リンクよりご確認ください。  
（タイ語）（英語）

[Tax-EZ](#)

以上、ご確認の程よろしくお願いたします。

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.

（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

Asia Alliance Partner は 2004 年タイにて設立以降、既進出日系企業や新規進出企業向けに進出前のご相談対応から、進出手続代行、進出後の日々の会計税務法務支援、年次法定監査までワンストップでサービス提供しており、在タイ日系企業向けコンサルティング会社としては最大規模で運営しております。

—お問い合わせ先—

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.

【所在地】

1 Vasu 1 Building 12 Floor, Soi Sukhumvit 25,  
Sukhumvit Rd., Klongtoey-Nua, Wattana, Bangkok  
10110

【Mail】 [info@aapth.com](mailto:info@aapth.com)

【URL】 <http://www.aapth.com>

## インドネシアの土地・建物に係る税金の話

PT. BridgeNote Indonesia (マイツグループ) 榮  
颯馬氏

インドネシアは東南アジア最大の経済圏であり、投資家にとって魅力的な市場です。不動産市場も例外ではなく、多くの外国人や企業が投資を行っています。不動産に関わる税金、特に土地建物税 (PBB) や固定資産税は、投資家や住民にとって重要な要素です。本記事では、不動産等の固定資産に係るこれらの税金について詳しく解説します。

### ● 不動産取得税 (BPHTB)

・不動産を取得する際にかかる税金。  
(売買契約証書価格 or 不動産課税評価額 (NJOP) の高い方の金額 - 各エリアの控除額) × 5%

### ● 固定資産税 (PBB : Pajak Bumi dan Bangunan)

・不動産取得年以降から、毎年支払う税金。  
毎年7月から9月を目処に請求されます。  
NJPO (課税評価額) を政府が設定しておりますが、市場価格とは大きく乖離している事が多く、日本と比較すると負担額は低めの設定です。  
(不動産課税評価額 - 各エリアの控除額 × 20%)  
× 0.5% = 固定資産税 PBB

### ● 不動産譲渡税

・不動産を譲渡するときに支払いが必要な税金。  
(実際の取引額 or 売買証書価格 or 譲渡証書価格の高い方の金額) × 2.5%

### ● PPh4(2)

・PPh4(2)は、利息や賃料などに課せられる源泉徴収税であり、利息の場合は20%、土地・建物の譲渡は5%、土地・建物の賃貸は10%、などの税率で所得税

が源泉徴収される。このような請求を行う事業者は、総支払額 (VATを除く) から最終課税/源泉分離課税 (Final tax) を天引き徴収し納付する義務がある。

- 1 土地・建物の賃借料 (レンタル) 10% \*(1)
- 2 土地・建物の権利の譲渡による収益 2.5% \*(2)
- 3 建設工事 1.75% / 2.65% / 4%
- 4 建設コンサルティング 3.5% / 6%
- 5 総合建設工事 2.65% / 4%
- 6 定期預金または普通預金の金利、およびバンク・インドネシア短期証券 (SBI) の金利。ただし、インドネシアで営業している銀行と政府承認の年金基金が受領するものは除く。20% \*(3)
- 7 債券の金利。ただし、インドネシアで営業している銀行と政府承認の年金基金を除く。10%
- 8 インドネシア証券取引所 (IDX) での株式の売却額。この税率を適用するには、創業株主は上場時の株式の市場価格の0.5%を支払うことを義務付けられ、これに従わない場合は、以降の売却からの利益は通常の税率で課税される。0.1%
- 9 宝くじの当選金 25%
- 10 年度で総売上が48億ルピアを超えない個人および会社 (恒久的施設 (PE) を除く) が受領する特定の所得 0.5% \*(4)
- 11 政府系ファンドとの協力に基づき、特定の非居住者が受け取った特定の配当金 7.5%

注記

- \* (1) これには Build Operate Transfer 契約からの土地所有者の所得を含む。
- \* (2) 不動産資産を不動産投資ファンド (Kontrak Investasi Kolektif - Dana Investasi Real Estate、KIK-DIRE) に譲渡したことによる収益には、0.5%の税率が適用される。
- \* (3) 輸出収益 (Devisa Hasil Ekspor) による定期預金の金利の受け取りは異なる税率が適用される。



\*④ この制度は対象となる納税者の任意であり、納税者の種類に応じて一定の期間だけ適用される。

### ● ジャカルタ首都特別州 (DKI) 知事規則 2024年16号

・インドネシアの首都ジャカルタにおいて2024年の新たな知事規則として、ジャカルタ土地建物税 (PBB-P2) の減免や納税便宜が定められた。

① 課税対象販売価額 (NJOP) が200万ルピアまでの者は、土地建物税を100%免除。

② 2023年度の課税通知書 (SPPT) で課税額がゼロだった者で、2024年のNJOPが200万ルピアを超えた者は、土地建物税を50%免除。

③ 2023年のSPPTで課税額がゼロだったが、2024年のNJOPが前年のNJOPより25%超上昇した者は、土地建物税のうち州知事が決定する特定額を免除。

④ 低所得の個人納税者や損失や資産縮小に陥った法人などは、100%の土地建物税軽減を申請することができる。

⑤ 1億ルピア以上の土地建物税については、最高10回の分割払いを申請することができる。2024年7月31日までに、pajakonline.jakarta.go.idを通じて申請。申請手順の詳細はDKIジャカルタ州歳入庁 (Bapenda) 長官が規定。

⑥ 本令の発効から2024年8月31日までに土地建物税を納付する納税者には10%の減税、24年9月1日から同11月30日までに納付する納税者には5%の減税が、それぞれ供与される。

### ● まとめ

インドネシアにおいて土地、建物に関わる取引においては、多種多様な税金が発生することを認識しておく必要がある。また不動産所得 (譲渡所得を除く) は、不動産の所在地においても課税され、インドネシアに所有する不動産から賃貸収入を得る場合、インドネシアで課税される。また今回のように税務に関する新たな規則が制定されることはインドネシアにおいて珍しくはなく、インドネシアに関わる企業の一員として、税務に関しては特にアンテナを高く張っておくことが必要とされる。

#### ◆Bridge Noteのご案内◆

会社名：

PT. Bridge Note Indonesia (マイツグループ)

President：古賀 晶子

住所：

Menara Ahugrah Lantai 15, Kantor Taman E. 3. 3

Jl. Mega Kuningan Lot 8. 6-8. 7 Jakarta Selatan

12950

Eメール：[so-sakae@bn-asia.com](mailto:so-sakae@bn-asia.com)

事業内容：

各種コンサルティング業務(会計・税務・法務・労務)/多言語会計システム(Bridge Note)の販売/ビザ申請手続き/会社設立/移転価格/ディーデリジェンス/連結パッケージ作成

インドネシアで日系企業を中心に150社ほど導入いただいている「Bridge Note」は、入力が平易な多言語のクラウド会計システムです。会計業務のコスト低減、業務効率化、不正防止をお考え方はぜひご連絡下さい！システムの導入ができ、かつ、貴社の月次会計報酬の値段が下がります！

## 医療費控除の改正等

Kato Business Advisory Managing Director (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

日本国公認会計士 加藤 芳之氏

### <ポイント>

- 医療費控除の改正
- 育児手当控除の改正

### <医療費控除の改正等>

N子：加藤さん、本日も 2024 バジレットのお話ですか？

加藤：そろそろ電子インボイスの話をしたので、今日でバーッと終わらせましょうか？

N子：という事は、次回から電子インボイスですね？

加藤：そうしたいですね。では、個人所得税関連と間接税関連の残りを、一挙に羅列しますね。

●従業員が直接受取った、または雇用主が保育所に支払った育児手当の個人所得税免除が、年間 RM2,400 から RM3,000 に引き上げられる。発効は 2024 年度。

●マレーシア歯科評議会に登録されている歯科開業医による歯科検査および治療費が、医療費控除（本人、配偶者、子供。最大 RM10,000。）の対象に含まれる（RM1,000 が上限）。発効は 2024 年度。

●親の治療、特別なニーズ、介護者の費用に対する控除（最大 RM8,000 の控除）につき、2024 年度から控除の範囲が拡大し、親の完全な健康診断（RM1,000 に制限）も含まれる事になる。

●スキルアップおよび自己強化コース料金の控除は、現在（2022 年度から）、人的資源省のスキル開発局によって承認されたスキルアップまたは自己強化コースに参加するために支払われた料金に対して、最大 RM2,000 の控除が与えられる（教育費控除 RM7,000 の一部として）。2024 バジレットでは、当該控除が 3 年間延長（2024 年から 2026 年）される事となった。

●現在（2022 年度から）、電気自動車（EV）充電施設の設置、レンタル、購入（ハイパーチャージを含む）、またはサブスクリプション料金に関連する費用について、最大 RM2,500 の控除が認められる。2024 バジレットでは、2024 年の賦課年度から 2027 年まで、当該控除が 4 年間延長されることとなった。

●女性の復職プログラムのためのインセンティブは、キャリアブレイク後に復職した女性に対して、最大 12 か月連続して、給与所得に対する所得税が免除されるものである。2024 バジレットでは、2025 年度から 2028 年度までに受け取った給与所得まで延長されることが提案。2024 年 1 月 1 日から 2027 年 12 月 31 日までにタレントコーポレーションが受領した申請が対象の予定。

●2024 バジレットでは、エキスパートの帰国プログラムに対するインセンティブを次のように見直すことが提案された：

-連続した 5 賦課年度の給与所得に対し、15%のフラット税率（個人所得税）の適用

-CKD 車両の購入に対する物品税の免除。但し免税額の限度は RM100,000。

2024 年 1 月 1 日から 2027 年 12 月 31 日までにタレントコーポレーションが受領した申請が対象

●2024 年 1 月 1 日から、特定の産業種類と商品カテゴリーに応じて、製造補助品の輸入および現地購入について、適格製造業者に輸入税と売上税の免除が与えられる。

●現在、テーマパーク、舞台公演、スポーツイベント、競技会、映画館での映画上映などの娯楽施設やイベントへの入場料には、娯楽税（25%）が課せられているが、バジレット 2024 では、連邦直轄領で開催される特定の種類の娯楽について、娯楽税を 0%~10%に引き下げることとなった。2024 年 1 月 1 日から 2028 年 12 月 31 日までに財務省が受領した申請が対象。

●砂糖入り飲料の物品税について、1 リットルあたり RM0.50 に引き上げる。2024 年 1 月 1 日より有効。



●嘯みタバコの物品税につき、5%+ RM27 / kg の物品税が課せられる。2024年1月1日より有効。

●外資系企業および外国人個人(マレーシアの永住者を除く)が実行する譲渡証書に4%の定額印紙税を課することが提案。2024年1月1日以降の財産所有権譲渡証書について発効予定。

N子：お腹一杯です。ありがとうございました。

加藤：次回から電子インボイス頑張りましょう！

NNA 隔週記事 (出所：NNA)

Kato Business Advisory (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

マレーシアに1997年から駐在し、マレーシア進出の日系企業に対し20年以上、会計・税務、経営面をサポートしています。2020年に独立し、現在のKATO BUSINESS ADVISORYを設立。日系企業の現地進出支援を展開している会計系コンサルティング会社です。

【代表者】加藤 芳之

【社員数】9名 (2020年11月時点)

【有資格者】6名

【支援業務内容】

マレーシア進出支援：設立、設立後の会計・監査・税務、経営支援

設立前のご相談から設立支援、設立後の会計・監査・税務、経営支援まで幅広くサポートさせていただきます。

国際税務支援：移転価格対策等

移転価格対策等、海外展開している日系企業が抱える税務リスクをトータルにサポートさせていただきます。

間接税支援

マレーシア特有のセールス・サービス税や不動産譲渡益税等につき、長年の実績をベースにサポートさせていただきます。

M&A 支援：バイサイド、セルサイド、財務DD対応

会計事務所系コンサルティング会社だからこそできるサービスを提供させていただきます。

—お問い合わせ先—

KATO BUSINESS ADVISORY SDN BHD

N-6-10, The Gamuda Biz Suites, No.12, Persiaran Anggerik Vanilla, Kota Kemuning, 40460 Shah Alam, Selangor, Malaysia

[Kato@kato.com.my](mailto:Kato@kato.com.my)

携帯：+60-12-371-0369

## 香港永住外国人も回郷証の申請可能に

香港マイツビジネスコンサルティング

この7月1日で返還27周年を迎えた香港、中国本土からは新たにパンダ2頭が寄贈されると共に、香港・マカオの外国籍の永住者に対して新政策が打ち出されました。中国の出入境管理局の発表により、7月10日より香港或いはマカオの永住権を持つ非中国籍の外国人は、中国本土と香港・マカオを往来するための通行証（回郷証）が申請可能となりました。香港では香港中旅集団、マカオではマカオ中国旅行社で回郷証の取得申請ができます。

さかのぼれば回郷証はマカオが中国へ返還された1999年より導入されています。「回郷証」とは直訳するなら帰郷許可証という意味を持ち、香港・マカオに定住した中国永住者と、中国国民に発行されていました。香港・マカオに定住した移民は、もともと中国本土に家族や親戚が住んでいるため、中国本土に里帰りする時に使用するということから名づけられました。これまでは香港・マカオの居住者であり、中国国籍を持つ人のみ発行されていましたが、7月10日からは、香港・マカオの永住者であれば、外国人でも申請可能となりました。カードの見た目は異なりますがカードが持つ条件は同じです。中国本土で1回の滞在期間は90日以内、回郷証の有効期限内であれば、何度でも渡航が可能です。何より、入出境の手続きが簡素化され中国本土との往来がより便利になるのが最大のメリットでしょう。パスポートの提示、指紋の採取、入国カードの記入が必要なくなり、中国本土側のEチャンネル（自動ゲート）を利用して入国できます。そして90日以内の滞在であればビザ取得が不要となるのも大きな魅力です。日本人であれば以前は中国の滞在15日間以内の

査証免除措置がありましたが、2020年3月以降停止されたままなので、ビザ取得の手間が省けます。但し、短期滞在の目的（出張、投資、観光、親族の訪問など）に限られ、中国本土において就学・就労など長期滞在する場合は通常通りの各種ビザの申請が必要です。

### <香港 ID カード>

さて香港では、有効なビザを持って180日以上香港に滞在する満11歳以上の人は、香港到着後30日以内に、香港身分証（香港 ID カード）を申請し、所持することが義務付けられています。香港 ID カードに有効期限はありませんが、ICチップなど技術の進歩により新しい機能を搭載したカードへの変更が行われています。直近では2003年に更新され、出生年度ごとに順番にカードの交換が進められていました。現在の最新バージョンは2018年11月から5年にわたる交換スキームが実施され、2023年にすでに終了しています。そして2025年度には旧香港身分証は失効します。1970年以降に出生した人の旧身分証保有者の有効期限は2025年5月12日、1969年以前に出生した人の旧身分証保持者の有効期限は2025年10月12日です。新しいIDカードに変更しないままこの期限を過ぎますと失効してしまいますのでご注意ください。この変更スキームが実施された期間にはコロナ禍が含まれているため、海外から香港へ渡航できなかった変更対象者への措置として、香港へ入境後30日以内に交換の申請をすればよく、もし30日を過ぎてしまうと違法となり5000香港ドルの罰金が科されます。

### <香港永住権>

香港で有効なビザを保有し、7年間継続して香港に居住すれば永住権が申請できます。永住権を持つとメリットは多く、香港滞在に各種ビザは不要となり、就労制限がなくなるため転職や起業、兼業も可能、香港人と同様に選挙権が与えられ、香港からマカオへの入境時にパスポートが不要となります。この「7年間継続して居住」には帰省で一時的に帰国したり、旅行や出張などで海外に滞在したりする期間は含まれないため、中断とは見なされません。さらに両親のうちどちらかが香港永住権を保持していれば、香港で生まれた外国人同士の子供も、永住権を申請できます。7年間居住していた証明として、例えばワーキングビザで就労していた方の場合なら7年分の納税証明書や就労証明書、7年間の賃貸契約書などを提出します。但し、せっかく7年間居住して取得したこの永住権も3年間（36ヵ月間）連続して香港を離れると失効します。コロナ禍で香港を離れて失効してしまった永住権保持者も多くいるでしょうが、コロナ禍の期間も含めて特別な緩和措置はないため、永住権は自動的に入境権（Right to land）に変更されます。入境権は永住権と多少異なりますが、就労や就学には制限がないので基本的な違いはそれほど無いと言えます。永住権と入境権の違いを挙げ挙げると、選挙権がなくなる、社会保障の一部が受けられなくなる、香港で生まれた子供の永住権が申請できないなどですが、あらたに7年居住すれば永住権の再申請も可能です。また、香港で生まれた外国人同士の子供の永住権も、21歳になると失効して自動的に入境権へ変わりますが、この子供がそれまで連続して香港に7年間居住していた場合は、すぐに永住権を再申請することができます。

### 香港マイツビジネスコンサルティング

#### 会社概要：

香港、華南地区進出の日系企業向けに会計税務、人事労務を中心に法人経営に関わる専門サービスをワンストップで提供しています。

上海を中心として中国各省にも拠点を有しており、各拠点と連携した包括的なサービス提供が可能。

—お問い合わせ先—

事務所所在地

Room 1005, 10/F Tower 2 Silvercord,  
30 Canton Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon,  
Hong Kong

Tel : +852-2959-1320

E-mail : [cs@myts.com.hk](mailto:cs@myts.com.hk)

URL : <http://www.myts.co.jp>

## 中国の関税法の公布

～報復関税条項を含め概ね現行条例を踏襲しつつも、最高5倍の罰金や法定代表者の渡航制限を含む罰則強化等に注意が必要～

株式会社マイツ

国際事業部 中国室室長

米国公認会計士 古谷 純子氏

2024年4月26日付け公布の「関税法」<sup>i</sup>が同年12月1日から施行されます。

関税法は全7章72条から構成され、報道で散見された“報復関税”にかかる規定を含め、概ね現行の「輸出入関税条例」（以下“現行条例”と表記）<sup>ii</sup>を踏襲している一方で、大幅な罰則強化も見られます。このため、同法の枠組みや概要、実務面での影響を含む留意事項を説明します。

### 1. 関税法の枠組み

現行の輸出入関税は、関税法より下位の行政法規とはなるものの、現行条例（関税法の施行と同時に廃止）や、毎年更新される輸出入税則<sup>iii</sup>等に則り、執行されています。一方、関税法では、輸出入税則は同法の付則として公布<sup>iv</sup>されている為、若干、法体系上の建付けは変わります。しかし、同税則は、引き続き、国务院関税税則委員会により公布し、適宜、関税率等を更新する建付けですので、実質的な枠組みに特段の変化はありません。

### 2. 関税法の概要

実務面でも現行条例を概ね踏襲しており、さらに、例えば越境ECの取扱いなど一層の規範化を進め、また企業に有利な条項が見受けられる一方で、罰則の強化等も図っています。主要な内容は次の通りです。

(1) 関税率 / 課税方式：基本的には、以下の通り、現行条例を踏襲しています。

- **関税率**：輸出入税則に基づき、以下等の通りです。
  - ✓ 輸入：最恵国税率、協定税率、特惠税率、通常税率
  - ✓ 輸出：輸出税率
  - ✓ 輸出入段階における関税割当税率、暫定税率
- **課税方式**：関税法では、現行条例の従価税方式と従量税方式に、混合方式が追加されました。
  - ✓ 従価税方式：  
納税額＝課税価格×適用税率
  - ✓ 従量税方式：貨物数量×定額税率
  - ✓ 混合方式：従価税方式と従量税方式を併用し、合算して計算

(2) 納税者 / 源泉徴収者：従来の輸出入貨物の送受や携行輸入に加え、越境ECの取扱いが追加されました。

- 輸入貨物：荷受人（納税者）
- 輸出：出荷人（納税者）
- 輸入物品の携行或いは発送：携行人或いは受領人（納税者）
- **越境ECによる個人輸入**：  
当該個人輸入に従事する電子商取引プラットフォームの経営者、物流企業及び通関企業及び法律法規に基づき、関税の源泉徴収義務を負う単位及び個人（源泉徴収義務者）

**(3) 追徴遡及可能期間 / 還付申請期限 :**

追徴では厳格化、還付では緩和が図られました。

- **追徴遡及可能期間**：現行は納税漏れの性質により1年（規定違反無し）と3年（規定違反有り）に大別
  - ⇒ **違反性の有無に依らず、納税者や源泉徴収義務者への追徴の遡及可能期間を3年以内に統一**
  - \*ただし、同法では密輸行為に対する追徴遡及期間を無制限と定める条項等もあり、留意が必要
- **還付申請期限**：現行の1年から、関税法では原則3年に延長

追徴し)、源泉徴収義務者に対しては、源泉/徴求すべき税額の50%以上3倍以下の罰金を科す等

さらに、税関トラブル企業では法定代表者等の出国制限について、現行では税関行政処罰実施条例等に基づき、“罰金、違法所得、追徴すべき貨物等が支払われない”状況に限定され、税金の滞納は列記されていません。一方、関税法では、**税金、滞納金の未納且つ税関に担保を提供していない場合、税関は納税者あるいはその法定代理人に対する出国制限措置を講じるよう関連機関に通知できる**旨が規定されました。また、税関の納税要求の是正期間を経過しても正当な理由なく未納の場合、税関が納税者の銀行預金から直接振替する、財産の差押や競売により税額を確保するなど、税関による対抗措置が大幅に強化されています。

**(4) 異議申立時の対応 :**

現行では納税者、担保人が（納税義務者、課税価格、商品分類、原産地、徴税方式、適用税率或いは為替レート他について）税関に異議のある場合、まず納税か担保提供後に異議申立します。関税法では、納税者、担保人に加えて源泉徴収義務者も含め、**納税や担保提供を要せず、直接、上級税関への異議申立が可能**となり、納税者のキャッシュフロー面から有利な施行となります。

**【為参考】報復関税措置条項（第18条）：**

“報復関税”条項が盛んに報道されましたが、条項の変化を見た場合、**決定プロセスに（従来不要の）国务院の承認を要する**との追加以外は、以下の通り、現行条例をほぼ踏襲しています（仮訳：**変更箇所を緑字表記**）。

第14条：如何なる国家或いは地域が、中華人民共和国と締結又は共同加盟する**貿易協定**国際条約・協定に違反し、中華人民共和国との貿易に対する禁止、制限、加重関税、あるいは中国に対する正常な貿易に影響を与える他の措置を講じた場合、当該国又は地域を原産とする輸入貨物に**報復関税等の措置**を講じることができる。

報復関税の対象となる貨物の**範囲**、対象国・**地域**、税率、期限および徴収方法は、国务院関税委員会が**提案し国务院の承認を経て実施される**。

**(5) 罰則強化 :**

現行条例の処罰規定は、税関法や税関行政処罰実施条例とその他法律法規の規定に基づき処罰する旨の定めに止まりますが、関税法では以下の通り、税額の50%から最高5倍の罰金が規定されました。

- 納税者が税金の滞納、財産の移転や隠蔽等の手段があり、税関による滞納税金の追徴を妨害する場合、未払の税額や滞納金に加えて、50%から5倍以下の罰金を科す源泉徴収義務者が源泉/徴求すべき税金を未徴収の場合、税関は（納税者に

### 3. 留意事項

関税法は現行条例を概ね踏襲し、更に還付申請期間の延長や越境 EC の取扱いの明確化が図られるなど、同法の施行によって一層の整備が進むと期待されます。一方、追徴遡及可能期間の 3 年への統一、税関トラブル企業の法定代表者等に対する出国制限関連条項や銀行口座からの直接徴収などの厳罰化にも注意が必要です。

但し、これまで大きな税関トラブルの無い企業には、本施行にかかる実務的な影響は軽微であり、寧ろ、従来から挙げられる、例えば、中国税関から（想定や従来と異なる）HS コードにより高率の関税を指定された、或いは、昨今の（中国からみた）貨物輸入時の通関価格にロイヤリティを含むよう指導する例など、通関にかかる実務的な問題が、より懸念材料に挙げられます。

なお、これらについて、中国マイツグループは上海市税関と日系で唯一“グリーンチャンネル”を構築し、通関時の抜取検査の頻度や留保期間の大幅な低減を実現しています。また、輸出入価格の値決めや通関価額など移転価格を含む専門的な税務アドバイザーにも対応可能です。従い、もし関税法の施行による税務リスクへの懸念や、通関実務上の税務を含む各種問題等があれば適宜、マイツグループにご相談ください。

- i 原文は右記 URL の通り。URL: [中华人民共和国关税法 \(mof.gov.cn\)](http://www.mof.gov.cn)  
尚、同法の施行により、18 税目のうち 13 税目が最上位の“法律”として制定された。最上位法として未制定の税目は、増値税、消費税、土地増値税、都市土地使用税、不動産税だが、増値税法は草案審議段階にあり立法計画で本年中の制定を謳う(下記 FYI を参照)。  
FYI: [全国人大常委会 2024 年度立法工作计划 中国人大网 \(npc.gov.cn\)](http://www.npc.gov.cn)  
また、増値税法や立法計画中の会計法(改正)の草案解説は、マイツグループ下記 URL のニュースレターを参照のこと。  
URL: [ニュースレター アーカイブ | 株式会社マイツ \(myts.co.jp\)](http://myts.co.jp)
- ii 原文は右記 URL の通り。URL: [中华人民共和国进出口关税条例 \(mof.gov.cn\)](http://www.mof.gov.cn)
- iii 現行の輸出入税則(2024 年、税委会公告 2023 年第 12 号)の原文は下記 URL の通り。  
URL: [国务院关税税则委员会关于发布《中华人民共和国进出口税则\(2024\)》的公告\\_国务院部门文件\\_中国政府网 \(www.gov.cn\)](http://www.gov.cn)
- iv 原文 URL: [国务院关税税则委员会关于发布《中华人民共和国关税法》所附《中华人民共和国进出口税则》的公告 \(mof.gov.cn\)](http://www.mof.gov.cn)
- v 原文 URL: [中华人民共和国海关行政处罚实施条例\\_海关\\_中国政府网 \(www.gov.cn\)](http://www.gov.cn)

#### マイツグループ

日本国内に 3 拠点(東京、大阪、京都)、中国全土に 10 拠点(上海、蘇州、大連、瀋陽、北京、天津、成都、広州、香港)を展開しており、現地スタッフ 350 名体制、日中双方で事業再編のご支援をさせていただきます。日系企業から中国現地企業へ販路拡大、中国国内のグループ内再編、M&A、清算業務まで幅広く対応しております。

上記内容のお問い合わせは株式会社マイツ

【URL】: <http://www.myts.co.jp>

【TEL】 03-6261-5323 / 【FAX】 03-6261-5324

【問い合わせ窓口】

篠原(しのはら) Email: [yshinoha@myts.co.jp](mailto:yshinoha@myts.co.jp)

本資料の著作権は弊社に属し、その目的を問わず無断引用または複製を禁じます。

## ベトナムのいまとみらい <第12回>

### ベトナムの食材

#### ～食を通して触れるベトナムの文化～

Nippon MIRAI Company Limited

Hanoi Office Branch Director

社会保険労務士 山本真佑

ベトナムは8月。もっとも暑い季節を迎えました。日本も猛暑の日々とのことですが、「東京とハノイはどちらが暑いかな」、昨年も同じことを考えましたが、私はやはりハノイに軍配が上がるような気がしています。

そんな猛暑だからこそ、「食」はとても大切。今回は、「食」を通じてベトナム文化をご紹介します。と思います。

まず1番目は、カプトガニ。



日本では天然記念物にも指定されている貴重な生物、「生きた化石」とも呼ばれていますが、ベトナムにおいてはただの食材です。

1匹300円程度で売られており、炭火で焼いてネギや日本の味噌風の調味料で味付けし、卵を食べます。

卵の大きさは、アラザン（ケーキなどに乗っている銀色の小さい粒）程。このたまごが、グミのよ

うな少し硬い触感で口の中に残りました。カプトガニ自体の味を感じることはできませんでした。

次はホビロン。

これはふ化直前のアヒルの卵を加熱したゆで卵です。



日本人にはあまりなじみのない食材ですが、ベトナムでは国民のソウルフード。ベトナム人の友人に連れられ、いざ挑戦！

まずは、たまごの上の部分のスプーンでたたき、少し殻を割る。殻を割ったら、内部に透明の液体がたまっているので、ひと思いに飲み込む。

その後は、ライム塩などの調味料を加えて中身を食べるのですが、レバーと一緒にゆで卵を食べている感じで、おいしくいただきました。ベトナムでは、1個150円程度で楽しむことができます。

日本でも、ベトナム料理店で食べることが出来ます。見かけた際には、是非一度挑戦してみてください。

最後にご紹介するのが、カオラウ。

これは、ホイアンの名物料理です。そしてそのルーツが日本の伊勢うどんと聞けば、多くの方が驚かれるのではないのでしょうか。

16世紀、ホイアンは国際貿易の中心地でした。そのため、多くの日本人がこの地に住んでいました。

日本人町が形成され、日本文化が広まり、その中で、伊勢うどんも伝わったとされています。



伊勢うどんは太くて柔らかい麺が特徴として知られていますが、カオラウも、太くてもっちりした麺が使われ、特製の出汁とともに提供されます。現地の食材と融合し、独自の進化を遂げたカオラウは、歴史の風味を楽しむことができる一品です。ホイアンを訪れる際には、ぜひカオラウを味わってみてください。

ベトナムでは、犬や猫も食べる文化があると聞いたことがあるかもしれませんが、ベトナムの友人に話を聞くと、ベトナムに住む若い世代の人々になるとほとんど食べることはないそうです。先ほどご紹介したカプトガニやホビロンも、主に、年齢層の高い世代の人たちにおいて食べる習慣が残っているのみのようです。

このような昔ながらの文化が、時代の流れとともに消えていくのはとても残念です。せっかくベトナムで仕事をしているので、こうしたベトナムの文化を大切にして生活していきたいものです。

#### ◆みらいコンサルティングベトナムのご案内◆

ベトナム進出のご相談先：

みらいコンサルティングベトナム ハノイ支店  
9th Floor, VIT Tower, 519 Kim Ma Street,  
Ba Dinh District, Hanoi, Vietnam

山本 真佑

Shinsuke Yamamoto

[yamamoto-s@miraic.jp](mailto:yamamoto-s@miraic.jp)

「グローバルビジネス支援」サイト URL

<https://miraic-global.jp/>

事業内容：

みらいコンサルティングベトナムでは、ベトナムでのビジネス事情に詳しい日本人コンサルタントが日越両国拠点からご支援します。市場調査から法人設立、会計・税務支援に加え、ベトナム企業との各種マッチングや、在ベトナム日系企業が抱える労務・人事問題への支援、現地法人への日本親会社からの内部統制など、あらゆる課題におこたえします。